



令和5年(ワ)第408号 差止請求事件

原 告 特定非営利活動法人 消費者機構日本

被 告 山梨県

意見陳述書

甲府地方裁判所 民事部合議A係 御中

2024年1月30日

原告訴訟代理人

弁護士 中野 和子

同 大菅 俊志

同 葛山 弘輝

同 山本 瑞貴

1 消費者機構日本のこれまでの差止事例

本件提訴は、適格消費者団体から地方自治体に対する初めての提訴です。

これまで、原告は、訴外申入れが215件、うち是正が195件、訴訟が8件と、多くの契約条項差止請求を行ってきました¹。

¹ 裁判外では、有料老人ホームの入居前の解除の場合に入居申込金を返還しないとする条項（2009年10月15日終了）、パソコン販売と通信契約をセットにした場合の通信契約の中途解約違約金条項（2010年10月29日終了）、建築工事請負規約における工事着工前の解約でも違約金を定める条項（2012年12月25日終了）、相続の開始があった場合、相続人は被相続人の債務の全額を直ちに一括で返済しなければならないとする銀行カードローンの条項（2018年4月12日終了）など、裁判では賃借人の故意・過失を問わず修繕義務や原状回復義務を課す不動産賃貸借契約の条項差止訴訟（2013年4月11日終了）などです。

直近では、エーチームアカデミーの入学時諸費用の不返還条項差止訴訟（東京高判令和3年（ネ）第3189号、上告審係属中）などがあります。

2 本件訴訟の主張の要点

本件は、医学部受験時に山梨県地域枠を選択した受験生と地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用を受ける旨の合意をしたこと、さらに、その受験生が医学部に合格した後医師国家試験に合格した時点で、キャリア形成プログラム適用にかかる契約を締結したこと、この2つの合意について、問題にしています。

前者は、まだ18歳か19歳の若年者であり、将来の医師としての働き方など見通せない高校生のときの合意です。後者は、医師資格を取得したとはいえ、医師法により研修を義務付けられている研修医となる際の合意です。

そして、これらの合意の中にある、違約金条項が無効であり、使用の差止を請求したのが本件訴訟です。

無効であるという理由は、2つあります。一つは、消費者契約法第9条第1項第1号によるものです。問題とした違約金条項は、訴状の別表にあるように、総額936万円の奨学金に対して、10%の利息を付した上に、1年で辞めると842万4000円の違約金が発生する条項です。この額は、山梨県に生じる平均的損害を超えているという理由です。

キャリア形成プログラムとは、厚生労働省の地域医療介護総合確保基金から医師確保の名目で設けられたシステムであり、国が三分の2、県が三分の1を負担することとされています。キャリア形成プログラムは、医師のキャリア形成を目的としていることは厚生労働省の資料からも明らかです。

すなわち、単に医師の労働力確保のための契約ではないのですから、当該研修医が途中で辞めたとしても、当該医師分の労働力確保のための費用が損害になるわけではないはずです。

原告が提訴したという報道のあと、山梨県ではありませんが、キャリア形成プログラムから離脱しようとしたら、犯罪者扱いを受けた、希望した専門研修を受けられない、という情報提供を受けました。

このような人格的攻撃を受けること、専門医としての資格の取得が困難となることは、金銭的な不利益以外にも大きな不利益を受けていることになります。

根本的問題は、医師不足であり、勤務医不足、そのために生じる過重労働の悪

循環があると考えますが、その政策的解決を一受験生、一研修医に契約で押し付けていいはずがありません。

そこで、もう一つの無効理由として、消費者契約法第10条による無効を主張しています。これは、信義則に反した一方的不利益を消費者に負わせていることが無効となるという条文です。利益衡量をした場合、信義則に反して受験生なり研修医なりが一方的に不利益であると原告は主張しています。

この場合の比較する両者の利益ですが、山梨県は、山梨県の医療体制そのものを上げているように報道されましたが、あくまで合意上、契約上の利益の比較をすべきですから、受験生または研修医が山梨県で働かない場合の県の利害及び他の選択可能性と受験生または研修医がキャリア形成プログラムに拘束されることの利害及び他の選択可能性とを比較するのが妥当だと考えます。

なお、当初の原告からの申入れでは、キャリア形成プログラムの適用に係る契約第1条第2項なお書「なお、結婚、介護、子育て（産休及び育休期間は除く）等はやむを得ない理由として考慮しない。」という条項の削除を求めていました。これについては、山梨県から、「検討する。」との回答を得ましたが、未だに何の回答も得られていません。これらの理由が問題となるのは現実には多くが女性です。女子学生、女性医師に対する不当な条項であると考えておりますので、山梨県には是非、削除をしていただきたいと申し上げます。

政策課題の議論は避けますが、勤務医の労働環境整備、退職した女性医師のリスキリングなど、様々な方策がある中で、個人の将来の選択権を奪う契約が採用されていることは、最も弱い者に犠牲を強いる最悪の政策であり、契約の効力を法が認めてはならないことを強調しておきたいと思います。

以上で意見陳述を終わります。

以上